

滋賀県立中学校入学者選抜に関わる簡易開示

簡易開示を希望される受検生の方へ

- ・ 開示は、受検生本人に対して行います。
(保護者が同席していてもかまいません。)
- ・ 開示の対象となる個人情報とは、以下の3つです。
作文の合計得点、適性検査の合計得点、総合順位
- ・ 開示は口頭で行います。
- ・ 開示の際には、受検票が必要です。
- ・ 開示を希望される受検生は、窓口でお渡しする「受付票」に必要な事項を記入し、受検票とともに提出して申し込んでください。
- ・ 受付後、しばらくお待ちいただくことがあります。ご了承ください。
- ・ 簡易開示の請求を行うことができる期間は以下の通りです。
令和5年1月23日(月)から2月22日(水)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
午前9時から午後4時40分まで
ただし、下記の期間については、高校の入学者選抜やその関連業務が行われるため、請求を受け付けることはできません。
1月31日(火)・2月1日(水)
2月6日(月)～8日(水)
2月13日(月)